

中北地域保健医療推進委員会設置要綱

(目的)

第1 地域の住民の健康、適正な医療供給体制の確保等、中北保健福祉事務所所管の保健・医療等の行政を総合的、計画的に推進することを目的として、中北地域保健医療推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(地域)

第2 推進委員会の地域は、中北医療圏の区域とする。

(所管事項)

第3 推進委員会は、第1の目的を達成するため次に掲げる事項について意見を聴取するとともに、必要な連絡調整を行う。

- (1) 地域保健医療計画に関すること
- (2) 救急医療及びへき地医療対策に関すること
- (3) 医療資源の共同利用等医療の供給体制に関すること
- (4) 市町村保健計画に関すること
- (5) 地域の保健指導等に関すること (6) 介護保険関連業務に関すること
- (7) その他地域内の保健、医療等の充実、向上に関すること

(構成員)

第4 推進委員会は、地域の保健、医療等に関する知識又は経験を有する次の者のうちから、中北保健福祉事務所長が依頼する委員26人以内をもって構成する。

- (1) 地域内市町村の代表者
 - (2) 関係行政機関の代表者
 - (3) 保健、医療関係団体の代表者
 - (4) 福祉関係団体の代表者
 - (5) 医療施設の代表者
 - (6) 学校関係機関の代表者
 - (7) 事業所等の代表者
 - (8) 学識経験者
 - (9) その他、保健、医療関係事業等の推進に関して必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項について意見を聴取するため必要があるときは、中北保健福祉事務所長が依頼する臨時委員を置くことができる。
- 3 委員がやむを得ないと認められる理由により欠席となるときは、代理を出席させることができる。

(会議)

第5 推進委員会は、中北保健福祉事務所長がこれを招集する。

- 2 推進委員会にあらかじめ中北保健福祉事務所長が指名する座長を置き、座長は会議の進行を司る。
- 3 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4 推進委員会は、必要に応じて専門委員会を開催することができることとし、専門委員会の委員は、推進委員会の委員の中から中北保健福祉事務所長が指名する。

(事務局)

第6 推進委員会の事務局は、中北保健福祉事務所に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。